

---

---

## 5 在宅サービスの推進に関する施策

---

---

(1) 住み慣れた地域で安心して暮らせる生活の支援 . . . . .	135
①居宅介護支援の充実 . . . . .	135
②居宅介護サービスの充実 . . . . .	137
③生活支援・介護予防の基盤整備への支援 . . . . .	147
④家族介護支援の推進 . . . . .	148
(2) 地域包括ケアの推進 . . . . .	152
①地域包括ケアシステムの構築 . . . . .	152
②地域包括ケアの推進 . . . . .	154
③地域密着型サービスの推進 . . . . .	157

## (1) 住み慣れた地域で安心して暮らせる生活の支援

### ①居宅介護支援の充実（高齢福祉課）

#### 【事業内容】

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）による居宅介護サービス計画の作成等を行うものです。

居宅介護サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために、利用者の心身や家族の状況等に応じ、各サービス事業者等と連携しながら、継続的かつ計画的にサービス利用が行われるように支援します。介護支援専門員は、地域のサービス事業者等に関するサービス内容・利用料等の情報を利用者や家族に提供するほか、計画作成のために、利用者の居宅を訪問しての面接や課題分析、モニタリング、サービス担当者会議の開催などを行います。

#### 【現状及び課題】

##### ■居宅介護支援事業所の状況

区 分	県 計	圏 域 名					
		岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨	
要介護認定者数（人） A	89,823	33,624	15,688	16,113	15,957	8,441	
入所定員数（人） B	21,500	7,582	4,037	3,859	3,953	2,069	
ケアプラン必要数(C=A-B)	68,323	26,042	11,651	12,254	12,004	6,372	
事業所数	6期計画 D	626	252	104	106	112	52
	5期計画	540	215	91	99	90	45
1事業所担当数(C/D)	109	103	112	116	107	123	

出典：県高齢福祉課調

※平成26年3月31日（入所定員数は、広域型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホーム、特定施設の定員数の合計）

（事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在）

- 平成12年の介護保険制度開始以後、居宅介護支援事業所及び介護支援専門員は、利用者が必要とする介護保険サービスを結ぶ制度の要としての役割を果たしてきました。今後も居宅介護支援は、制度の重要な役割を担うことが求められるとともに、更に多様化する利用者の介護や生活に対するニーズを把握し、利用者の「自立支援」のための計画を専門的見地から作成し、サービス担当者とともに、チームとして利用者の生活を支援していくよう働きかけていく必要があります。
- そのため、サービス担当者会議の開催や多職種連携の促進、個々の介護支援専門員の技能向上を図るほか、退院・退所後の在宅サービスへの円滑な移行促進や入院・入所後も継続的なマネジメントが実施されるように支援する必要があります。
- また、個々の介護支援専門員の困難事例への対応に関する相談や、適正なマネジメント業務の実施を支援するために、地域包括支援センター等を中心に、介護支援専門員の業務を支援する体制の構築が求められます。

- 県政モニターアンケート調査(平成 26 年 6 月実施)によると、自分自身が要介護となったときに、「手間が少ないうちは自宅で生活したい」という意見が 7 割を占めるなど、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域と住まいで必要なサービスを利用しながら、在宅生活の継続を希望する高齢者が増えています。(P49 参照)
- こうした希望に応えるために、適切なアセスメントとマネジメントに基づいて、必要なタイミングで必要な量と内容の介護・看護サービスが提供される体制の構築が効果的であるとして、平成 24 年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設されました。
- また、身体介護の時間区分について、1 日複数回の短時間訪問により中重度の在宅利用者の生活を総合的に支援する観点から、既存の訪問介護に「身体介護 20 分未満」の区分が設定されました。

### 【施 策】

- 専門研修や 5 年ごとの更新研修の開催により、介護支援専門員一人ひとりの技能向上を図ります。
- 地域包括支援センターにおいて、個々の介護支援専門員からの困難事例についての相談に応じたり、事業所若しくは地域の介護支援専門員の業務指導を行うなど、リーダー的役割を担う主任介護支援専門員を養成し、介護支援専門員の支援体制づくりを促進します。
- 居宅サービス計画の作成について、職員研修や居宅介護支援事業所及び介護支援専門員への指導を通して、利用者の自立支援のための計画が適正に作成されるよう支援します。
- 単身または重度の要介護者であっても、住み慣れた地域での在宅生活の継続を希望する高齢者に対して、生活の継続性を維持し、可能な限り在宅で暮らすことを可能とするため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「身体介護 20 分未満の区分などの訪問介護サービス」を積極的に活用し、質の高い居宅介護サービス計画の作成と、適切なサービスの提供を支援できるよう、ケアマネジャーや訪問介護員などに対する研修を実施します。
- 各市町村・保険者に対し、地域のニーズを適切に把握し、地域の実情に合った在宅サービスの提供ができるよう、地域内及び近隣の事業所等と連携を図るよう促します。
- 高齢者の在宅生活の継続を支援するために、訪問診療、訪問看護だけでなく、訪問薬剤指導や訪問歯科診療、栄養士によるケアなどが適切に関われる多職種連携の仕組みづくりを支援します。

## ②居宅介護サービスの充実（高齢福祉課）

### 【事業内容】

介護保険制度は、医療と福祉に分かれていた高齢者の介護に関する制度を再編し、利用者の選択により、保健・医療・福祉にわたるサービスを総合的に利用できる仕組みとして、平成12年度に創設されました。

平成18年、平成21年、平成24年、平成27年に介護保険制度が改正されましたが、今後も順次改正が予定されています。居宅介護サービスについては、要介護者に対して基本的に従来と同種類のサービスが、今後も提供されます。

居宅介護サービス等に関するサービス内容については、次のとおりです。

サービスの種類		サービスの内容	
居宅介護サービス区分	訪問	①訪問介護（ホームヘルプ）	居宅要介護者が、居宅で、介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上のサービス
		②訪問入浴介護	居宅要介護者が、居宅で、浴槽を提供されて受ける入浴のサービス
		③訪問看護	居宅要介護者が、居宅で、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療補助のサービス
		④訪問リハビリテーション	居宅要介護者が、居宅で、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために受ける理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションのサービス
	通所	⑤通所介護（デイサービス）	居宅要介護者が、老人デイサービスセンター等に通い受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービス ※平成28年度から、小規模な通所介護については、市町村が指定する地域密着型サービスへ移行
		⑥通所リハビリテーション	居宅要介護者が、介護老人保健施設、病院、診療所等に通い受ける理学療法、作業療法等、リハビリテーションのサービス
	短期入所	⑦短期入所生活介護	居宅要介護者が、特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設に、短期間入所し受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練のサービス
		⑧短期入所療養介護	居宅要介護者が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し受ける看護、医学的管理下の介護や機能訓練等の必要な医療と日常生活上のサービス
		⑨居宅療養管理指導	居宅要介護者が、居宅で、病院等の医師・歯科医師・薬剤師等から受ける療養上の管理と指導のサービス

※ 居宅要介護者：居宅において介護を受ける人をいいます。

サービスの種類		サービスの内容
居宅介護サービス区分	⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設に入居する要介護者が、特定施設が提供するサービス内容等を定めた計画にもとづき受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活や療養上の世話、機能訓練のサービス
	⑪福祉用具貸与	居宅要介護者に、福祉用具を貸与するサービス
	⑫特定福祉用具販売	居宅要介護者に、入浴や排せつ等の用に供する特定福祉用具を販売するサービス

### 【課題】

介護職員の離職率が高いことから、雇用環境・労働条件の改善が、人材確保と質の向上の観点から重要な課題です。

### 【施策】

- 各介護保険サービス事業所に対して、勤務体制の確保等について、事業者指導時に把握し、適正化に向けて指導します。
- 介護職員の育成・確保及び雇用環境や処遇の改善に取り組む事業所を支援する制度を整えます。
- 在宅サービスについて、県民に対する周知啓発（見える化）を促進します。
- 在宅の要介護者に対し、最も適切なサービスを選択するとともに、実際のサービスの提供が円滑に行われるよう、介護支援専門員や訪問介護員（ホームヘルパー）に対する研修を充実します。
- 訪問介護における短時間の身体介護サービスの利用、普及促進を行います。

## 訪問介護（ホームヘルプ）

### 【現状及び課題】

#### ■訪問介護事業所の状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 驒
事業所数	6期計画	393	168	63	57	72	33
	5期計画	315	132	53	51	52	27
サービス 量推計 (回)	平成27年度	287,100	134,486	35,439	41,980	51,414	23,780
	平成28年度	318,212	158,752	37,499	44,092	55,085	22,783
	平成29年度	353,927	182,820	39,972	47,441	59,255	24,439

出典：県高齢福祉課調

（事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在）

- 訪問介護は、身体介護や生活援助といった日常生活に欠かせない営みを支援するサービスですが、訪問介護員個々の技術の差や事業所等との連携状況によっては、漫然としたサービス提供となる場合があります。
- また、各事業所において、サービス提供責任者が十分に機能していないケースも見受けられます。
- 利用者の自立支援を目的としたサービス提供のためには、介護支援専門員を中心としたサービス担当者会議の活用や、各事業所のサービス提供責任者の十分な役割発揮、各訪問介護員の技術向上等により、訪問介護サービス全体の質の向上を図る必要があります。
- なお、訪問介護員の雇用環境・労働条件の改善は、質の向上の観点から重要な課題です。

### 【施 策】

- 介護員養成研修事業者の指定業務では、適正に養成研修が実施されるよう指定及び指導を行います。
- 各訪問介護事業所に対しては、勤務体制の確保等についても、事業者指導時に把握し、適正化に向けて指導します。

## 訪問入浴介護

### 【現状及び課題】

#### ■訪問入浴介護事業所の状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 驒
事業所数	6期計画	41	15	8	7	7	4
	5期計画	48	17	9	7	9	6
サービス 量推計 (回)	平成27年度	6,032	2,041	956	911	1,907	217
	平成28年度	6,634	2,249	1,034	1,000	2,129	222
	平成29年度	7,412	2,509	1,108	1,153	2,397	245

出典：県高齢福祉課調

（事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在）

- 訪問入浴介護は、現行の基準上では個別サービス計画が位置づけられていないことから、サービスの必要性や内容について、介護支援専門員と連携し、十分に検討した上で、適切に計画する必要があります。

## 【施 策】

- 介護支援専門員と訪問入浴介護事業所との連携を促進し、サービスを必要とする利用者が、適正にサービスを利用、選択できるよう支援します。

## 訪問看護

### 【現状及び課題】

#### ■訪問看護の状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
事業所数	6期計画	1,896	906	265	274	285	166
	5期計画	1,740	843	235	257	254	151
サービス 量推計 (回)	平成27年度	54,783	20,387	8,658	9,168	11,807	4,764
	平成28年度	59,664	22,460	9,354	10,209	12,995	4,646
	平成29年度	65,761	24,653	10,183	11,629	14,519	4,777

出典：県高齢福祉課調

(事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在)

- 訪問看護では、主治医と介護支援専門員との連携が重要であり、訪問看護を適切にケアプランに組み込み、高齢者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことで、居宅での自立生活の維持を図ることが重要です。
- また、今後在宅療養を希望する方の増加も見込まれ、夜間や緊急時の対応、ターミナルケア等についても、利用者のニーズに応じたサービス提供を確保する必要があります。

## 【施 策】

- 岐阜県医師会、岐阜県看護協会など関係団体との連携を図り、訪問看護全体の質の向上に努めます。

## 訪問リハビリテーション

### 【現状及び課題】

#### ■訪問リハビリテーションの状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
事業所数	6期計画	1,646	818	219	244	225	140
	5期計画	1,503	761	190	223	200	129
サービス 量推計 (回)	平成27年度	12,478	4,615	2,406	2,011	1,642	1,804
	平成28年度	14,331	5,540	2,626	2,247	1,929	1,989
	平成29年度	16,237	6,549	2,845	2,441	2,200	2,203

出典：県高齢福祉課調

(事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在)

- 訪問リハビリテーション事業は、病院・診療所が実施しています。高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り居宅で日常生活を営むことができるようにするためには、高齢者自身の心身機能の維持回復を図るリハビリテーションが重要です。訪問リハビリテーションは居宅において実施することから、実際の生活の場での必要な動作について訓練することができます。

- リハビリテーションの効果を高めるためには、退院・退所後早期に、日常生活の活動訓練を短期間の集中的なサービスとして提供することが必要です。また、生活機能が低下した際の利用においても、利用者の日常生活を踏まえて、医療や他の介護サービスと連携の上、効果的なサービスが提供される必要があります。

### 【施 策】

- リハビリテーションの実施について、病院や主治医、介護支援専門員などの連携を促進し、訪問リハビリテーションが適切に居宅サービス計画に組み込まれ、利用者自身の生活機能の維持向上に有効なサービス提供が実施されるように支援します。

## 通所介護（デイサービス）

### 【現状及び課題】

#### ■通所介護事業所の状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
事業所数	6期計画	671	245	108	111	144	63
	5期計画	499	169	81	84	114	51
サービス 量推計 (回)	平成27年度	256,011	83,868	42,338	49,200	53,544	27,062
	平成28年度	226,185	68,884	37,467	50,604	46,312	22,917
	平成29年度	243,882	74,526	40,110	55,371	49,750	24,125

出典：県高齢福祉課調

(事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在)

※ 平成28年度から、小規模な通所介護については、市町村が指定する地域密着型サービスへ移行

- デイサービスは、利用者の心身機能の維持を図るだけでなく、デイサービスセンターに通うことで社会的孤立感の解消を図る役割もあり、単に食事や入浴サービスを提供するばかりでなく、それぞれのデイサービスセンターが特色を出し、その内容を高齢者が選択できるような多様性が求められます。

### 【施 策】

- 利用者個々の心身の状況や希望、生活環境等を踏まえて、機能訓練等の目標と目標達成のための居宅サービス計画・通所介護計画が確実に作成され、計画に基づくサービスが適正に提供されるよう支援します。
- 難病やがん末期の要介護者などに対して、医療機関や訪問看護ステーション等と連携して提供する療養通所介護サービスを推進します。



## 通所リハビリテーション

### 【現状及び課題】

#### ■通所リハビリテーション事業所の状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
事業所数	6期計画	444	191	73	77	64	39
	5期計画	276	124	41	50	39	22
サービス 量推計 (回)	平成27年度	55,486	23,474	11,244	12,368	4,634	3,767
	平成28年度	58,326	24,118	11,902	13,367	4,986	3,954
	平成29年度	61,721	24,908	12,834	14,494	5,354	4,131

出典：県高齢福祉課調

(事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在)

- 高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り居宅で日常生活を営むことができるようにするためには、高齢者の心身の機能の変化によって、困難になった日常生活の自立を助けることが重要です。
- また、利用者一人ひとりの状態に適切に対応できるように、個別の機能訓練実施計画を作成し、効果的なリハビリテーションが提供される必要があります。

### 【施 策】

- リハビリテーションの実施について、病院や主治医、介護支援専門員などの連携を促進し、個々の利用者の心身の状況、生活環境等を踏まえた個別の機能訓練実施計画が作成され、利用者自身の生活機能の維持向上に有効なサービスが提供されるように支援します。

## 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

### 【現状及び課題】

#### ■短期入所生活介護事業所・短期入所療養介護事業所の状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
短期入所生活介護 (事業所数)	6期計画	190	61	53	31	29	16
	5期計画	154	48	35	26	29	16
サービス量 推計(日)	平成27年度	95,805	30,562	24,451	18,640	13,980	8,172
	平成28年度	104,876	32,964	27,625	20,021	14,798	9,468
	平成29年度	113,038	34,926	30,847	21,473	15,735	10,058
短期入所療養介護 (事業所数)	6期計画	89	34	14	17	13	11
	5期計画	90	34	14	17	14	11
サービス量 推計(日)	平成27年度	11,381	2,236	2,522	1,954	2,989	1,683
	平成28年度	12,146	2,585	2,640	2,066	3,149	1,707
	平成29年度	13,990	3,085	3,426	2,243	3,521	1,714
短期入所総数 (事業所数)	6期計画	279	95	67	48	42	27
	5期計画	244	82	49	43	43	27
サービス量 推計総数 (日)	平成27年度	107,186	32,798	26,973	20,594	16,969	9,855
	平成28年度	117,022	35,549	30,265	22,087	17,947	11,175
	平成29年度	127,028	38,011	34,273	23,716	19,256	11,772

出典：県高齢福祉課調

(事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在)

- ショートステイが必要となる場合には、家族の疾病、休養、冠婚葬祭などが考えられます。介護が必要な高齢者が、一時的に居宅で日常生活を営むことが困難になったとしても、短期入所サービスが利用できれば、引き続き居宅で生活することができます。そのため、必要となったときに利用できるという状況であることが重要です。

### 【施 策】

- 介護老人施設や短期入所生活介護事業所において、一定割合の空床を確保し、また満床時には、空床のある連携先事業所を紹介する等、緊急にショートステイの利用が必要となった場合に優先的利用が可能な体制整備を指導して行きます。

## 居宅療養管理指導

### 【現状及び課題】

#### ■ 居宅療養管理指導の状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
事業所数	6期計画	3,546	1,592	558	536	567	293
	5期計画	3,346	1,505	515	509	540	277
サービス 量推計 (人)	平成27年度	8,146	3,422	1,233	1,422	1,623	426
	平成28年度	9,101	3,915	1,320	1,590	1,793	483
	平成29年度	10,089	4,395	1,409	1,737	1,988	560

出典：県高齢福祉課調

(事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在)

- 居宅療養管理指導は、保険医療機関等（病院、診療所、薬局等）が実施しています。介護を必要とする高齢者の中には、療養も必要であることが多いことから、高齢者が自立的な日常生活を営むには、医師、歯科医師等による継続的な療養上の管理・指導が必要不可欠です。
- 介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するに当たっては、医師、歯科医師の療養上の管理に基づく情報提供を十分考慮して、必要なサービスを適切に居宅サービス計画に組み込む必要があります。

### 【施 策】

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、介護支援専門員と居宅療養管理指導の実施者が連携の上、適切なサービスが提供されるように支援します。

## 特定施設入居者生活介護

### 【現状及び課題】

#### ■ 特定施設入居者生活介護の状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
事業所数	6期計画	35	10	4	9	10	2
	5期計画	24	6	4	7	5	2
サービス 量推計 (人)	平成27年度	1,214	291	119	227	461	116
	平成28年度	1,327	297	132	257	521	120
	平成29年度	1,527	379	146	294	589	119

出典：県高齢福祉課調

(事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在)

- 今後、特定施設入居者生活介護の対象者の増加や、サービス提供形態の多様化が見込まれることから、利用者の生活に対する意向を十分に把握した上で、個々の心身の状況に応じた特定施設サービス計画の作成や、計画に基づく適正なサービスが提供されるように支援する必要があります。

### 【施 策】

- 利用者のニーズにあった適正なサービスが提供できるよう計画的整備を図ります。

## 福祉用具貸与

### 【現状及び課題】

#### ■福祉用具貸与事業所の状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
事業所数	6期計画	138	53	21	20	27	17
	5期計画	130	55	16	21	22	16
サービス 量推計 (人)	平成27年度	25,420	9,015	4,416	4,562	4,756	2,671
	平成28年度	27,229	9,661	4,703	5,032	5,034	2,799
	平成29年度	28,836	10,195	4,920	5,488	5,309	2,924

出典：県高齢福祉課調

(事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在)

- 介護を必要とする高齢者の自立的な日常生活を支援することが福祉用具の役割であり、一人ひとりの心身の状態などを考慮した適切な福祉用具を選定する必要があります。利用する高齢者の心身に合わない福祉用具は、かえって心身の状態を悪化させるといわれています。このため、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」が示され、ガイドラインに沿った適正な利用が求められています。
- 福祉用具の導入及び継続の必要性の判断においては、自立支援に効果があるかどうかを十分に検証した上で決定することが求められます。また、福祉用具は新製品も多く、多種多様であることから、選定には専門的な知識が必要となります。

### 【施 策】

- 福祉用具の導入及び継続の判断においては、介護支援専門員と福祉用具専門相談員が連携の上、主治医や理学療法士等の専門的助言も取り入れながら、定期的にその必要性・適合性の検証が実施されるように支援します。
- 介護支援専門員等に対する福祉用具に関する研修の開催により、福祉用具の利用に関する専門的知識の普及に努めます。

## 特定福祉用具販売

### 【現状及び課題】

#### ■ 特定福祉用具販売事業所の状況及びサービス量推計

区 分		県 計	圏 域 名				
			岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
事業所数	6期計画	137	54	22	18	26	17
	5期計画	135	58	18	21	25	13
サービス 量推計 (人)	平成27年度	709	185	107	178	196	43
	平成28年度	773	203	119	195	212	44
	平成29年度	839	230	132	204	227	46

出典：県高齢福祉課調

(事業所数：6期計画…平成26年3月31日現在、5期計画…平成23年3月31日現在)

- 福祉用具貸与と同様に、一人ひとりの心身の状態などを考慮した適切な福祉用具を選定する必要があり、福祉用具を販売する事業者が、福祉用具購入を希望する高齢者に対して、福祉用具の必要性・適合性を専門的見地から助言し、適切な福祉用具の選定が行われることが求められます。

### 【施 策】

- 福祉用具貸与と同様に、介護支援専門員と福祉用具専門相談員が連携の上、福祉用具利用の必要性・適合性の検証のもとサービスが利用されるように支援します。

**参考：介護給付等対象サービスの見込量（県計）**

**（１）居宅、地域密着型、施設サービス量の推計**

（１月あたりの回数、日数、利用者数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
(1) 居宅サービス	814,565	838,804	917,259	1,489,709
①訪問介護（回）	287,100	318,212	353,927	624,061
②訪問入浴介護（回）	6,032	6,634	7,412	12,671
③訪問看護（回）	54,783	59,664	65,761	112,800
④訪問リハビリテーション（回）	12,478	14,331	16,237	27,199
⑤居宅療養管理指導（人）	8,146	9,101	10,089	14,128
⑥通所介護（回）	256,011	226,185	243,882	367,245
⑦通所リハビリテーション（回）	55,486	58,326	61,721	86,820
⑧短期入所生活介護（日）	95,805	104,876	113,038	180,654
⑨短期入所療養介護（日）	11,381	12,146	13,990	23,248
⑩特定施設入居者生活介護（人）	1,214	1,327	1,527	1,989
⑪福祉用具貸与（人）	25,420	27,229	28,836	37,804
⑫特定福祉用具購入費（人）	709	773	839	1,090
(2) 地域密着型サービス	16,859	72,603	77,860	113,801
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人）	151	279	344	550
②夜間対応型訪問介護（人）	31	29	29	30
③認知症デイサービス （認知症対応型通所介護）（回）	9,876	10,138	10,498	12,485
④小規模多機能型居宅介護（人）	1,492	1,658	1,821	2,379
⑤認知症グループホーム （認知症対応型共同生活介護）（人）	4,128	4,267	4,424	5,306
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護（人）	139	161	170	239
⑦地域密着型特別養護老人ホーム （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）（人）	938	972	1,043	1,309
⑧看護小規模多機能型居宅介護（人）	104	167	239	375
⑨地域密着型デイサービス （地域密着型通所介護）（回）		54,932	59,292	91,128
(3) 住宅改修（人）	529	570	612	800
(4) 居宅介護支援（人）	41,362	43,341	45,315	57,622
(5) 介護保険施設サービス	16,962	17,296	17,785	20,497
①特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（人）	9,525	9,756	10,238	11,935
②介護老人保健施設（人）	6,887	6,990	7,057	8,133
③介護療養型医療施設（人） ※	550	550	490	429

※ 転換予定が不明な介護療養型医療施設については、現行のサービスを継続するものとして推計しました。

## (2) 介護予防、地域密着型介護予防サービス量の推計

(1月あたりの回数、日数、利用者数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス	31,550	30,998	30,317	48,436
①介護予防訪問介護 (人)	4,752	2,962	1,063	0
②介護予防訪問入浴介護 (回)	47	68	91	237
③介護予防訪問看護 (回)	6,645	8,167	9,997	23,141
④介護予防訪問リハビリテーション (回)	1,919	2,246	2,571	4,466
⑤介護予防居宅療養管理指導 (人)	449	535	637	952
⑥介護予防通所介護 (人)	7,108	4,964	2,279	0
⑦介護予防通所リハビリテーション (人)	1,813	2,016	2,236	2,975
⑧介護予防短期入所生活介護(日)	1,515	1,857	2,289	4,403
⑨介護予防短期入所療養介護(日)	120	145	166	324
⑩介護予防特定施設入居者生活介護 (人)	219	233	282	356
⑪介護予防福祉用具貸与 (人)	6,672	7,492	8,370	11,162
⑫特定介護予防福祉用具購入費 (人)	291	313	336	420
(2) 地域密着型介護予防サービス	261	305	347	521
①介護予防認知症デイサービス (介護予防認知症対応型通所介護) (回)	101	114	123	197
②介護予防小規模多機能型居宅介護 (人)	143	172	202	299
③介護予防認知症グループホーム (介護予防認知症対応型共同生活介護) (人)	17	19	22	25
④介護予防地域密着型デイサービス (介護予防地域密着型通所介護) (人)		0	0	0
(3) 住宅改修 (人)	297	314	331	403
(4) 介護予防支援 (人)	15,336	14,080	12,279	15,502

### ③生活支援・介護予防の基盤整備への支援 (P104 参照)

(高齢福祉課・地域福祉国保課)

## ④家族介護支援の推進（高齢福祉課・子ども・女性政策課）

### 1) 家族介護支援事業の推進

#### 【事業内容】

市町村等において、家族介護者の精神的、肉体的な負担の軽減を図るため、家族介護支援事業を実施しています。また、介護保険制度のみではカバーできない在宅サービスのすき間を埋める事業を独自に行います。

#### 【現状及び課題】

- 県政モニターアンケート調査(平成26年6月実施)によると、自分自身及び家族の介護についての不安について「家族や自分自身の介護負担・介護疲れが心配」という意見が最も多く（P49参照）、家族介護者へのサービスの推進並びに各種取り組みに対する情報提供が必要となっています。
- 要介護高齢者の家族の負担を軽減するためには、家族介護者のニーズを的確に把握し、介護保険サービスではカバーできないサービスを提供することが今後ますます重要となっていきます。
- 市町村等は、地域支援事業において、地域の実情に応じて下記のような事業を実施しています。（平成25年度実績）
  - ・ 家族介護者教室（10/36 保険者）  
要介護高齢者等を介護する家族対象の介護知識・技術を習得するための家族介護教室を開催。
  - ・ 家族介護用品支給事業（24/36 保険者）  
要介護高齢者等を介護する家族に対して介護用品を支給。
  - ・ 家族介護慰労金支給事業（15/36 保険者）  
要介護高齢者等を介護する家族に対して介護慰労金を支給。
  - ・ 家族介護者交流事業（11/36 保険者）  
要介護高齢者等を介護する家族に交流会等に参加してもらい、介護による心身の疲労を癒したり、介護者相互の交流を図る。
  - ・ 徘徊高齢者検索事業（9/36 保険者）  
徘徊行動が見られる高齢者の家族にGPS機能のある小型端末機を貸し出し、高齢者の安全を図る。
  - ・ 認知症高齢者見守り事業（1/36 保険者）  
認知症に関する広報・啓発活動、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問を実施。
  - ・ 認知症サポーター養成（4/36 保険者）  
認知症高齢者を地域で見守る身近な存在として認知症サポーターの養成を実施。
- 地域の実情を踏まえ、市町村が独自に実施する場合があります。  
(例)
  - ・ 外出支援サービス
  - ・ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
  - ・ 軽度生活援助事業
  - ・ 訪問理美容サービス事業
  - ・ 緊急通報体制等整備事業 等

**【施 策】**

- 市町村等で、地域支援事業として家族介護支援事業に取り組めるよう必要な情報提供などを行います。
- 各市町村における地域支援事業での実施状況を公表できるよう取り組みを進めます。



## 2) 家族が介護を担える環境づくり

### 【事業内容】

家族の介護等を理由に離転職する人が全国で年間 10 万人に達しており（平成 24 年「就業構造基本調査結果」より）、家族を介護する人が、ワーク・ライフ・バランス（※）を実現できる環境を整備することが必要です。

そのため、県では、誰もが、仕事、家庭生活（家事・育児・介護等）、地域活動、個人の自己啓発など多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりを推進します。

### 【現状及び課題】

- 働くことを希望する女性は多くなっていますが、依然として家事・育児・介護において性別による固定的な役割分担意識が残っており、女性の負担が大きくなっています。
- 女性が結婚・出産・介護などのライフイベントがあっても働き続けることができるようにするためには、企業等においては、育児・介護休業制度、短時間勤務・短日数勤務制度など多様な働き方ができる制度の導入など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な取り組みが求められます。
- 県内の様々な職種の中小企業を対象にした岐阜県育児休業等実態調査（平成 26 年 8 月実施）において、平成 25 年度中に介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合は 2.1%で、介護休暇制度を利用した労働者がいる事業所の割合は 3.9%といずれも低い利用率でした。
- 企業経営者及び労働者の意識改革や様々な立場の男女が共に仕事と家庭、地域活動を両立できる環境を整備するとともに、各種制度の定着を図るなど、育児・介護等の社会的サービスを充実することで、家族の介護等を理由に離転職を余儀なくされる状況を防ぐ必要があります。
- 各市町村（保険者）の実施した「日常生活圏域ニーズ調査」（平成 25 年度～26 年度）によると、家庭での介護の担い手は配偶者が最も多く、次いで子ども、子の配偶者の順となっています（P27 参照）。
- また、同調査によると、高齢者による高齢者の介護は、在宅介護の 4 割を占め（P27 参照）、介護を担っている高齢者へのサポートが必要です。
- さらに、例えばこれからの社会・経済を担う若年者が介護の担い手になることにより学業や就職の機会を逸することがないように、こうした環境に置かれている人の適切な把握と支援が必要です。
- このように、介護の担い手の年代、性別、職業等の環境に応じ、きめ細かな相談、サポートのできる体制の構築が課題です。

---

※ ワーク・ライフ・バランス：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

## 【施 策】

- 介護負担を軽減するサービスの充実や人材の育成、地域の支え合いによる制度外サービスの整備など高齢者の生活支援を充実することにより、家族が介護を担える環境づくりを支援します。
- 訪問による在宅医療・介護の実施体制を整備します。
- 地域包括支援センターにおいて、学業や仕事と介護の両立についての相談など個別ケースに適した支援が確実に提供されるよう関係機関との連携・調整を行うなど、対応の更なる充実が図られるよう職員の資質向上を図ります。
- 育児・介護休業制度等の制度を定着させ、男女を問わず取得しやすい就業環境づくりを促進します。
- 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度などライフスタイルに応じた多様な働き方について普及を進めます。
- 企業における先進的取組事例の情報提供などにより、ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みを促進します。

## (2) 地域包括ケアの推進

### ①地域包括ケアシステムの構築（高齢福祉課）

#### 【事業内容】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムづくりが急がれます。

また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

#### ■地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」



- 地域包括ケアシステムの5つの構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）をより詳しく、またこれらの要素が互いに連携しながら有機的な関係を担っていることを図示したものです。
- 地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである「医療」「介護」「予防」を植物と捉えています。また、5つの構成要素としては掲げていませんが、地域包括ケアシステム全体を支えていく重要な要素として、「ご本人・家族の選択と心構え」を植木鉢を支える受け皿として捉えています。
- 植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役目を果たすものと考えられます。
- また、これらの5つの構成要素が互いに効果を発揮するための大前提として、在宅生活を送ることに対しての「ご本人・家族の選択と心構え」を土台としてしっかり据えることで、養分や水分が抜けることなく、効果が発揮できると言えるでしょう。

## 【課題】

地域包括システムの構築には、地域の多職種の関係者が専門的視点を交え、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメント支援、個別課題分析等を通じた地域課題の発見、地域に必要な資源開発、政策形成の機能をもつ地域ケア会議の開催等が重要な手法とされていますが、未実施市町村があるとともに、実施市町村においても内容の充実を図る必要があります。

なお、地域包括ケアシステムを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的に行われることが必要です。

- 医療・介護の連携強化  
複合的な支援で生活を支える地域包括ケアシステムは、様々な主体間・職種間の連携が重要であり、連携のためには、顔の見える関係づくりを基盤に、多職種の相互理解が必要となります。
- 介護サービスの充実強化  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護など在宅サービスを強化する必要があります。
- 予防の推進  
できる限り要介護状態とならないための予防の取組みや自立支援型の介護を推進する必要があります。
- 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等  
一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護等）サービスを推進する必要があります。
- 高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備  
サービス付き高齢者住宅の普及とともに、空き家の活用などによって低所得者でも入居できる住居の整備が必要となります。

## 【施策】

- 地域包括ケアシステムの構築のために重要な役割を担う地域ケア会議の充実に向けて、市町村職員、地域包括支援センター職員、地域住民のリーダー等を対象とした研修会等を実施します。  
研修会においては、地域包括ケアシステムの構築に積極的に取り組む県内外の事例などを紹介し、具体的なイメージを含む情報共有を図ります。  
また、広域支援員や専門職派遣を実施し、地域ケア会議の充実を図ります。
- 地域ごとの小さな単位で、ボランティア・NPO・民間企業・協同組合などの多様な主体が顔の見える関係づくりに努め、多職種連携が促進できるよう努めます。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及のための研修等を通して、市町村を支援します。

## ②地域包括ケアの推進（高齢福祉課）

### 【事業内容】

高齢者が、要介護状態等となった場合でも、住み慣れた地域（在宅）で、安心して暮らせるようにするためには、高齢者の心身の状態に応じた介護や医療サービスだけでなく、様々な生活支援サービスを切れ目なく提供することが必要です。

各市町村では、包括的・継続的にサービスを提供するため、地域住民のニーズに応じて、保健・医療・介護・福祉サービスを適切にコーディネートする機関として、地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センター設置数…77箇所（平成26年4月1日現在）

### 【現状及び課題】

- 地域包括支援センターは、配置される保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職種によるチームアプローチと地域包括支援ネットワークの構築による「地域包括ケア」の実現が期待されていますが、介護予防業務等の比重が過大となり、包括的支援の体制づくりが十分できていない状況です。

地域包括ケアを支えるため、保健・医療・福祉サービス、民生委員、老人クラブ、自治会など地域資源のネットワークを構築する中核機関としての機能強化が課題となっています。

- 県政モニターアンケート調査(平成26年6月実施)によると、地域包括支援センターについて、「名前を聞いたことはあるが、詳しく知らない」が32.1%、次いで「まったく知らない」が24.1%と、地域包括支援センターの業務に対する県民の理解・認知度が低いことから、普及啓発を推進していく必要があります。
- 地域包括支援センター機能強化の一環として、地域包括支援センター職員や市町村の担当職員の必要な知識・技術の向上を図るため研修等を実施しています。

- ・ 地域包括支援センター等職員研修

平成25年度実績…新任研修1回開催、69人参加  
現任研修1回開催、99人参加

- ・ 地域ケア会議実践研修会

平成25年度実績…1回開催、125人参加

- ・ 地域ケア会議推進に関する研修会

平成26年度実績…2回開催、245人参加

### ■地域ケア会議の開催状況（単位：件）

	開催している市町村	開催していない市町村
平成25年度	31	11
平成26年度	37	5

出典：県高齢福祉課調

- 老後を日本で迎える外国人の増加が予想される中で、外国人が高齢者になっても安心して暮らしていくためのセーフティネットとして、生活上の重要な課題（生命や財産等）に対する不安の軽減に取り組んでいく必要があります。

## 【施 策】

- 地域包括支援センターの機能強化の一環として、地域包括支援センター職員や市町村の担当職員に対する研修を引き続き実施します。
- 地域包括支援センターの地域連携機能の強化のため、保健・医療等の広域的な課題に対応するための調整や、専門的な人材がいない市町村の求めに応じて地域ケア会議に広域支援員や専門職を引き続き派遣します。
- 県は市町村と連携し、民生委員、老人クラブ、自治会など県民に対して、地域包括支援センターの普及啓発に取り組みます。
- 県は外国人が高齢者になっても、地域において安心して生活を送ることができるよう、広域にわたる課題に対応するとともに、市町村、県国際交流センター等に対して総合的な支援を行います。

### ③地域密着型サービスの推進（高齢福祉課）

#### 【事業内容】

高齢者が中重度の要介護状態になった場合においても、できる限り住み慣れた自宅又は地域での生活が継続できるように、身近な市町村で提供されるサービスとして、平成18年度の介護保険法の改正により6種類の「地域密着型サービス」が創設されました。さらに平成24年度の改正により「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護（旧名称：複合型サービス）」が新たに創設されました。また、平成28年度からは、小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行する予定です。

地域密着型サービスの指定・指導監督は保険者である市町村が行います。

地域密着型サービスに関するサービス内容については、次のとおりです。

#### ■地域密着型サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居宅要介護者が、定期的な巡回訪問又は随時通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護、看護のサービス
②看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型事業所から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のサービス
③夜間対応型訪問介護	居宅要介護者が、夜間の定期的な巡回訪問又は通報により、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のサービス
④認知症デイサービス（認知症対応型通所介護）	認知症の居宅要介護者が、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターに通い、その施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービス
⑤小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者が、心身の状況や置かれている環境等に応じ、自身の選択にもとづいて、居宅又は一定のサービスの拠点において、訪問・通所又は短期間宿泊により受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練のサービス
⑥認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	認知症の要介護者（急性を除く）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービス
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設のうち、入居定員29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が、サービス内容等を定めた計画にもとづいて受ける、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活や療養上の世話、機能訓練のサービス
⑧地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）	入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）に入所する要介護者が、施設サービス計画に基づいて受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活や療養上の世話、機能訓練、健康管理のサービス

※平成28年度から地域密着型通所介護が創設予定。

### 【現状及び課題】

- 地域密着型サービスについては、高齢者が中重度の要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域（在宅）で生活が継続できるように、サービス体制を整える必要があります。
- 要介護者が住み慣れた自宅で適切なケアを受けながら、家族や地域の中で生活を継続できるようにするため、生活リズムに合わせ、必要なタイミングで必要なサービスを提供できる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスを普及させる必要があります。
- 医療ニーズの高い要介護者が地域での生活を継続できるようにするため、状況に応じたサービスを組み合わせ提供できる「看護小規模多機能型居宅介護」を普及させる必要があります。

### 【施 策】

- 地域密着型サービスの充実を図るため、市町村が日常生活圏域を単位として策定する面的整備計画に対する国の支援制度の活用が進むよう、市町村に対し支援を行います。
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービス及び「看護小規模多機能型居宅介護」について、情報提供等を通じて普及を促進します。
- 地域密着型サービスの指定・指導監督権限を有する市町村等に対して、当該事務について助言等を行うことにより、サービスの適正化を促進します。